



市議会だより

議会報告会に代えて

鈴鹿市議会では、平成24年12月から施行している議会基本条例第6条「議会活動について市民に対し報告等を行う場を設けることとし、情報提供及び情報共有に努めるものとする」という規定に基づき、これまで議会報告会を11回にわたって開催してきましたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議会だより特別号を発行して紙面で報告させていただきます。

議会では、審議する内容が広範囲かつ多岐にわたることから、専門的・効率的に審査するため、少人数の議員で構成する常任委員会を設けています。特に、総務・文教環境・地域福祉・産業建設の4常任委員会では、議案などの審査だけにとどまらず、それぞれの委員会で所管する事項を調査研究しています。また、本年度は、新型コロナウイルス感染症に関して総合的な取り組みや対策などを調査研究することを目的とした特別委員会を設置しています。

この特別号では、4常任委員会と特別委員会の調査研究の一部を掲載し、議会の活動状況を皆さまに報告させていただきます。

目次

総務委員会「防犯カメラによる市民生活の安全確保」…	2
文教環境委員会「教育ICTの活用」……………	4
地域福祉委員会「地域包括ケアシステム」……………	6
産業建設委員会	
「公園の利活用の促進と地域の活性化」……………	8
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会	
第10回委員会 委員質問【後編】……………	10

市長に市政への提言を手渡しました



令和3年度予算編成や政策決定の参考として市政に反映されるよう、4常任委員会が調査研究を行った成果をまとめた提言書を、1月15日に正副議長と各常任委員会委員長などから市長に手渡しました。

皆さまのご意見・ご感想・ご質問を募集します

今回の特別号に対して、また、議会全般に関するご意見、ご感想やご質問を募集します。

◆提出方法

住所・氏名(任意)、意見などを記入の上、次のいずれかの方法で鈴鹿市議会事務局 議事課へご提出ください。なお、恐れ入りますが、電話、口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

- ①直接、議事課窓口へ、②郵送(〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18-18 鈴鹿市議会事務局 議事課あて)、
- ③ファクス (Fax 059-382-4876)、④電子メール (議事課アドレス giji@city.suzuka.lg.jp)

◇意見等募集期間 令和3年3月20日まで

※お寄せいただいたご意見などについては、個人情報などの取り扱いに十分注意した上で、広報広聴会議などの場で協議検討し、今後の参考にさせていただきます。内容を取りまとめて市議会ホームページなどで公表する場合があります。

市議会の詳しい情報は鈴鹿市議会のホームページをご覧ください

鈴鹿市議会

検索

<http://www.city.suzuka.lg.jp/gikai/>



総務委員会



藤浪 清司

南条 雄士

矢野 仁志

委員長
宮本 正一

副委員長
桐生 常朗

市川 昇

大西 克美

池田 憲彦

総務委員会では、本年度の所管事務調査事項として、「防犯カメラによる市民生活の安全確保について」、「情報発信のあり方について」、「業務効率化の取り組みについて」の3項目を選定し、調査研究を行いました。その中から、「防犯カメラによる市民生活の安全確保」について調査過程を詳しくお伝えします。

防犯カメラによる市民生活の安全確保について

【選定した理由】

本市では、自転車盗の防止に焦点を当て、駅周辺を中心に防犯カメラの設置を行ってきており、一定の犯罪抑止効果があります。

一方、資源ごみの持ち去りや、児童生徒の通学路の安全確保など、市民の安全安心につながるように、犯罪多発地帯や、生活道路および通学路などへの設置も検討する必要があることから、調査事項の一つとして選定しました。

【本市の現状】

本市では、刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、自転車盗の占める割合が高く、この割合は近年増加傾向にあります。

令和元年中は、刑法犯全体の約4分の1(347件)が自転車盗であり、このうち約4割(149件)が、駅周辺における盗難でした。

このような情勢を踏まえ、平成29年4月1日に「鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」を施行し、防犯カメラ設置事業を行っています。

現在、本市が管理している防犯カメラは、自転車盗が多発する駅の自転車などの駐車場を中心に18カ所44台が設置されています。※1

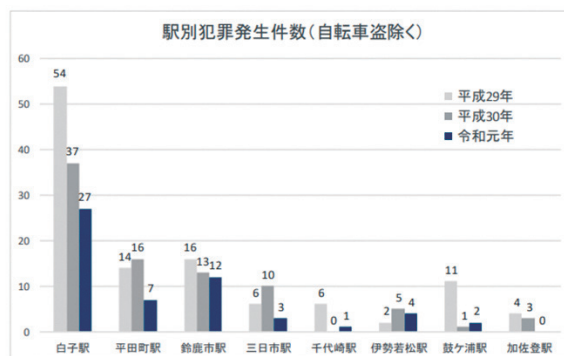
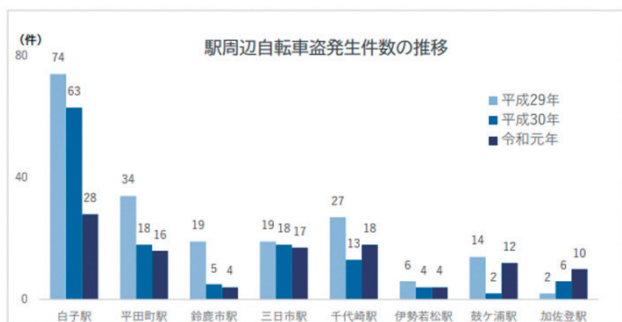
防犯カメラ設置の効果としては、因果関係は明確ではありませんが、駅周辺での自転車盗発生件数は減少傾向にあります。

※2

また警察署からの依頼により、捜査上必要な場合に防犯カメラの映像を提供しており、令和元年度で14件を提供しています。

No.	設置箇所	台数	設置年月
1	近鉄平田町駅南自転車駐車場	2	H29.5
2	近鉄三日市駅自転車駐車場	2	H29.5
3	近鉄平田町駅前ロータリー	4	H29.7
4	塩川病院駐車場	2	H29.7
5	近鉄平田町駅北自転車駐車場	3	H29.8
6	近鉄白子駅西ロータリー	4	H29.10
7	J R加佐登駅前	2	H30.3
8	J R加佐登駅自転車駐車場	1	H30.3
9	近鉄三日市駅前	3	H30.7
10	近鉄千代崎駅西自転車駐車場	6	H30.7
11	近鉄伊勢若松駅前	3	R1.12
12	近鉄鼓ヶ浦駅自転車駐車場	3	R1.12
13	鈴鹿ストーリーホテル南側	1	R2.5
14	サカタ・バビー&マタニティ前	1	R2.5
15	寺田酒店	1	R2.5
16	近鉄箕田駅周辺自転車駐車場	2	R2.6
17	近鉄長ノ浦駅周辺自転車駐車場	2	R2.6
18	近鉄磯山駅周辺自転車駐車場	2	R2.7
合計		44	

防犯カメラ設置箇所及び設置台数 ※1



自転車盗発生件数推移 ※2

【視察の実施】

近鉄鈴鹿線三日市駅周辺には3台の防犯カメラが設置されており、危機管理部交通防犯課の説明を受けながら、防犯カメラの設置場所や撮影範囲などを確認しました。

視察後の委員会では、委員から、「防犯カメラの記録装置はハードディスクではなくSDカードのほうがいいのではないか」、「防犯カメラが設置されていることを看板などでより分かりやすく表示したほうが、犯罪抑止効果が高いのではないか」、「死角が生じないような防犯カメラの設置場所や、機種を検討が必要ではないか」など、現在の防犯カメラに対する意見の他、「市民生活の安全のため、防犯カメラを要望の多い生活道路に設置できるように自治会への補助なども検討すべき」などの意見が述べられました。



近鉄鈴鹿線三日市駅周辺での視察

【委員間協議では】

執行部からの説明、現場視察を踏まえ、委員会で協議した結果、防犯カメラ設置による一定の犯罪抑止効果が期待できることから、今後は、犯罪多発地帯や、生活道路および通学路などへの設置も検討するべきであるとの意見がありました。

そして、その際、市が主体となって防犯カメラを設置していくことも重要であるが、地域の治安の実情を最もよく把握している自治会などの地域組織が、防犯カメラの設置を希望した際に、自ら設置できるようにサポートすることも重要であり、防犯カメラの設置への補助金や設置についてのアドバイスなどの支援制度を検討するべきとの意見がありました。

一方、防犯カメラの設置については、撮影される市民の肖像権やプライバシーなどの問題があるとともに、過度な設置により、監視されているという住みづらさが生じる危険性もあるため、防犯カメラ設置の際には、その必要性和プライバシーなどへの配慮のバランスを慎重に取る必要があるとの意見もありました。



【調査を踏まえた上で、市行政に対し次の提言を行いました】

- ①自治会を初めとする地域組織が、防犯カメラを設置する際に利用できる補助制度の創設を検討すること。
- ②自転車盗以外についても防犯カメラの犯罪抑止効果を検証し、犯罪等が発生しやすい場所への防犯カメラ設置を検討すること。なお、検討に当たっては、住民のプライバシーにも十分な配慮を行うこと。

そのほかの調査事項については、次の提言を行いました

情報発信のあり方について

- ①現在の広報媒体の特徴や費用対効果を再評価し、費用対効果が低い媒体については、規模の縮小や廃止を検討すること。また、広報すずかの配布回数や方法など、各広報媒体の運用面についても適宜見直し、効果的・効率的な広報に努めること。
- ②SNS等を活用し、市民ニーズに合った情報を市民が受け取りやすい方法で発信するように努めること。また、SNSを用いた情報発信に係る庁内体制を整理すること。

調査報告書は議会ホームページに掲載しています。
ぜひご覧ください



業務効率化の取り組みについて

- ①業務システムの標準化に係る国の動向を注視しながら、業務の作業手順を見つめ直す業務の棚卸しなどを行い、RPA(※)を初めとしたデジタル技術の導入を遅滞なく進め、市民サービスの質の向上やコスト削減に努めること。

※RPA…定型で繰り返し行う事務をパソコン上のソフトウェアで自動化する仕組みのこと。

文教環境委員会



文教環境委員会では、本年度の所管事務調査事項として、「教育ICTの活用について」、「スポーツ振興について」、「廃棄物処理施設の現状と課題について」の3項目を選定し、調査研究を行いました。その中から、「教育ICTの活用」について調査過程を詳しくお伝えします。

教育ICTの活用について

【選定した理由】

小学校では本年度から、中学校では来年度から、新学習指導要領が全面実施されます。新学習指導要領では、情報活用能力がより一層重要なものとして位置づけられており、教育ICTの必要性もさらに高まります。また、教育ICTを活用することで、授業内容の充実や、教職員の学習指導の質の向上なども期待されることから、所管事務調査事項に選定しました。

【本市の現状】

本市では、令和元年度末時点で、市内全ての小中学校の普通教室と特別教室に、大型提示装置、スクリーン、書画カメラを配備しました。また、本年度中には、市内全ての小中学校で児童生徒1人1台端末の配備を実現する予定です。新型コロナウイルス感染症の影響による4月、5月の臨時休業中には、児童生徒の学習支援のため、既存の動画サイトを活用し、それに関するワークシートを各校において作成したり、関連する教科書のページを指定したりするなど、従来の紙媒体の学習プリントに加え、インターネット環境を利用したオンライン教材の活用を行いました。しかし、こうした家庭でのオンライン学習の利用を通じ、各家庭におけるWi-Fi環境の整備、通信費の負担などの課題が明らかになりました。



大型提示装置を使用した授業

【視察の実施】

令和2年7月に白子中学校、旭が丘小学校への視察を実施しました。白子中学校では、さまざまな教科で大型提示装置、パソコンなどを利用した授業が行われていました。視察時点では、生徒全員にはまだ端末は行きわたっておらず、生徒たちは限られた台数の端末を日替わりで使用しているとのことでした。



白子中学校での現地視察

旭が丘小学校では、5年生の国語の授業において児童全員に端末が配備され、児童が端末に入力すると、その内容が即時にスクリーンに反映し、教職員、児童全員で入力した内容を共有しながら授業を行っていました。また、6年生の学年集会でもICT機器を活用し、各クラスにパソコンを1台設置し、パソコンに内蔵されたカメラを通じて各クラスによる発表をほかのクラスに中継することで、体育館などに集まることなく学年集会を開催していました。



旭が丘小学校での現地視察

【委員間協議では】

本市では、本年度中に市内全ての小中学校において1人1台端末の配備が実現する予定であることから、今後、配備されたICT機器をどのように活用していくかが重要な課題となります。各校において、教職員がどのようにICT機器を活用し、授業を行っていくかによって、授業内容などに格差が生じる可能性があることから、学校を超えて連携、協力してICT機器の活用方法を研究し、全市的に情報共有を行う必要があると考えられます。

また、ICT機器の使用に慣れない教職員などの支援や、ICT機器、ソフトウェアの不調などへの対応のため、本市が配置している支援員を適切に活用し、ICT機器などの専門的な知識を持った人員を育成し、諸問題が生じた際に即時的に対応できるような体制の整備を検討するべきであるとの意見がありました。

さらに、4月、5月の臨時休業中に実施していたオンライン学習について、より一層の活用方法を検討するとともに、端末の自宅への持ち帰りの可否、自宅にインターネット環境などが整備されていない家庭の児童生徒へのフォロー、不登校対策へのオンライン学習などの活用を検討してはどうかとの意見がありました。



1人1台端末での授業



【調査を踏まえた上で、市行政に対し次の提言を行いました】

- ① ICT機器の活用について、モデル校の設置、リーダーとなる教職員の養成などを検討し、学校を超えて連携、協力してICT機器の活用方法を研究し、全市的に情報共有を行うこと。
- ② ICT機器の使用に慣れない教職員などの支援およびICT機器、ソフトウェアの不調などへの対応を即時的にできるような体制の整備を検討すること。
- ③ 端末の自宅への持ち帰りの可否、自宅にインターネット環境などが整備されていない家庭の児童生徒へのフォローなどの課題を検証するとともに、家庭学習、不登校対策へのオンライン学習の活用を推進すること。

そのほかの調査事項については、次の提言を行いました

スポーツ振興について

- ① 鈴鹿市立体育館（AGF鈴鹿体育館）の利用方法、トレーニング室の設備、スポーツ教室への参加方法などを広く周知し、利用者の増加に向けた啓発を行うこと。
- ② スポーツ行事、スポーツ教室などをより一層充実し、市民のスポーツへの関心の向上を図ること。
- ③ 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、関係団体などと連携し、国体の成功に向けてPRや大会運営に取り組むこと。
- ④ 鈴鹿市スポーツ協会に対しては、さらなる組織の透明性を図るとともに、より市民がスポーツに親しみ、多く参加するための取り組みの実施を促すこと。

廃棄物処理施設の現状と課題について

- ① 廃棄物処理施設の適切な運営のため、改めて、家庭ごみの分別、収集方法および家庭ごみを適切に分別することが環境問題に対して有効であることなどを周知すること。
- ② プラスチックごみに係る制度の変更について、国の動向を注視し、情報収集に努め、本市において必要となる対応を検討すること。

調査報告書は議会ホームページに掲載しています。
ぜひご覧ください



地域福祉委員会



地域福祉委員会では、本年度の所管事務調査事項として、「ひとり親家庭の支援について」、「保育所（園）におけるICT化の推進について」、「地域包括ケアシステムについて」の3項目を選定し、調査研究を行いました。その中から、「地域包括ケアシステム」について調査過程を詳しくお伝えします。

地域包括ケアシステムについて

【選定した理由】

国の方針もあり、本市は、令和7年度を目標に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、推進しています。

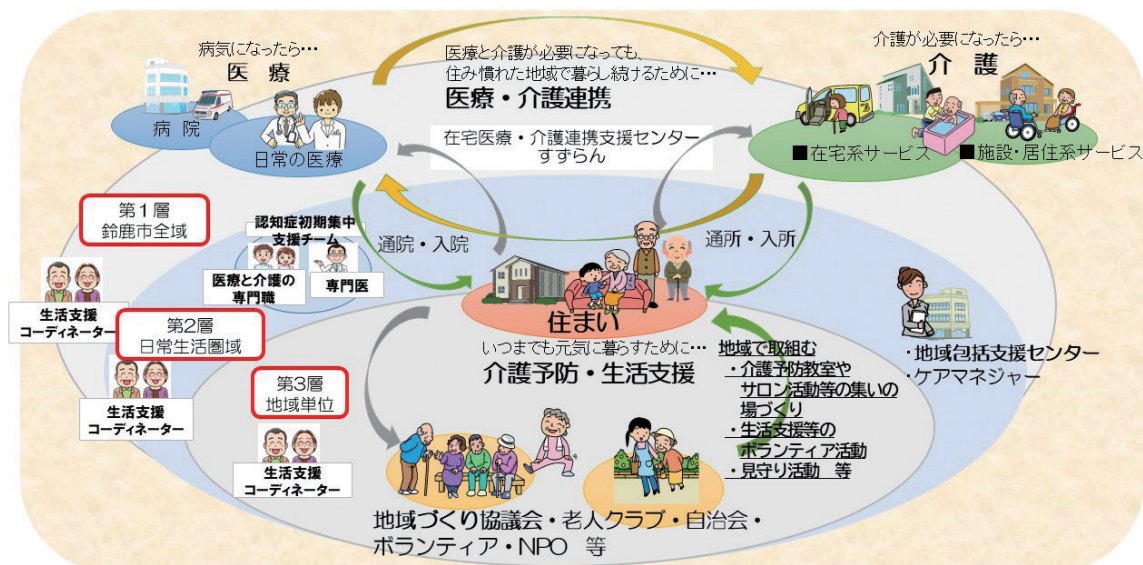
今後、高齢者を地域で支えていくための、地域包括ケアシステムの充実が重要であることから、所管事務調査事項に選定しました。

【本市の現状】

地域包括ケアシステムは3層構造となっています。第1層は市全域を対象に在宅医療・介護連携支援センターすずらんを設置しています。第2層の日常生活圏域（西部、北部、中部、南部；令和3年度から8圏域に変更）に地域包括支援センターを設置し医療と介護の連携を推進しています。第3層では、地域づくり協議会の範囲でサロン活動や支え合い活動による介護予防・日常生活支援体制の整備を推進しています。

本市は、地域づくり協議会を中心とし、高齢者同士ができることで支え合い、住み慣れた地域で暮らし続けられるような住民主体の活動を支援するため、令和元年度に、介護予防と生活支援を組み合わせた「暮らしまかせて!!支援事業」を開始し、現在4地区（稲生、旭が丘、庄野、国府※）で取り組まれ、3年間の運営経費補助を行っています。 ※国府地区は令和2年9月から開始

鈴鹿市における地域包括ケアシステムのイメージ



(鈴鹿市高齢者福祉計画を参考に作成)

【視察の実施】

当委員会では地域包括ケアシステムの現状と課題を把握するために、市内では鈴鹿中部地域包括支援センターと生活支援隊稲生助け愛ネットを、県内先進地として四日市市高齢福祉課と下野・活き域ネットを視察しました。

生活支援隊稲生助け愛ネットは平成30年6月に準備研究会を発足させて事業が開始されました。支援内容は、ゴミ出し、買い物・病院への付き添い、草取り等ですが、身体介護を伴う支援は受け入れられないため、支援内容の線引きが難しいという課題がありました。

下野・活き域ネットは、平成24年2月に特定非営利活動法人として設立され、同年4月には支え合い事業を開始し、平成29年4月に四日市市介護予防・日常支援総合事業所実施団体の認定を受け、介護保険を適用した通所型サービス、訪問型サービスを開始しています。

【委員間協議では】

四日市市では、住民組織が行う訪問型・通所型サービスを、介護保険を適用した「介護予防・生活支援サービス事業」として実施しているため、利用人数や実施回数などに応じて運営補助金を受け取ることができます。一方、鈴鹿市の「生活支援と介護予防」の活動では、補助金が3年間と限られ、その後の活動継続に不安があります。

今後の課題として、四日市市のように、地域づくり協議会の取り組みが介護保険を適用できる仕組みづくりをするとともに、住民主体サービスを運営する担い手の発掘や、事業継続の支援策を確立することが必要です。

以上の課題を解決するため、本市と鈴鹿市社会福祉協議会、鈴鹿亀山地区広域連合との連携を深め、介護保険法の趣旨に沿った「地域包括ケアシステム」へと発展させることが必要となります。



四日市市への視察



【調査を踏まえた上で、市行政に対し次の提言を行いました】

- ①介護保険法の趣旨に沿った地域包括ケアシステムの制度設計を明らかにし、「生活支援と介護予防」に取り組む地域づくり協議会が持続的に活動できる仕組みを明示し、活動を市全体に拡大すること。
- ②地域包括支援センターの取り組みについて、圏域間のサービス内容に差異が生じないように、鈴鹿亀山地区広域連合と連携して支援に努めること。

そのほかの調査事項については、次の提言を行いました

ひとり親家庭の支援について

- ①市内全域のひとり親世帯が利用できるように、現在の白子地区以外への学習支援の場所の増設に取り組むこと。
- ②児童扶養手当受給者と定めている学習支援を受けられる対象範囲の緩和を検討すること。
- ③大学生のボランティアの参画を促すため、市内の鈴鹿大学や鈴鹿医療科学大学と連携して、学生ボランティアの募集に取り組むこと。

保育所(園)におけるICT化の推進について

- ①公立保育所についても、導入されるICTツールを有効に活用し、安全で安心な保育環境の整備につなげること。
- ②ICTの活用状況について、公立保育所と私立保育園が情報共有できる場を設けること。

調査報告書は議会ホームページに掲載しています。
ぜひご覧ください



産業建設委員会



産業建設委員会では、本年度の所管事務調査事項として、「観光産業発展への課題研究について」、「道路維持管理における速やかな情報収集と対応について」、「公園の利活用の促進と地域の活性化について」、「市営住宅の入居について」の4項目を選定し、調査研究を行いました。その中から、「公園の利活用の促進と地域の活性化」について調査過程を詳しくお伝えします。

公園の利活用の促進と地域の活性化について

【選定した理由】

本市には、2つの総合公園をはじめ多くの公園があり、市民の憩いの場となっています。しかし、中には利用率が低い施設があるなど、維持費がかさむことが懸念されています。このため、公園の利活用の幅を広げ、集客の材料に変えていけるかなどを探るため、調査研究を行いました。

【本市の現状】

本市が管理する都市公園は、令和2年3月時点で367カ所あり、種類は右図のとおりです。

公園内のテニスコートや多目的グラウンドなどの利用率は、

平成29年度・・・67.3 パーセント

平成30年度・・・65.5 パーセント

令和元年度・・・63.5 パーセント

ですが、利用率が20パーセント台のものから、100パーセントに近いものもあります。

全ての公園の維持費用の合計金額は、

平成29年度・・・2億4,652万円

平成30年度・・・2億6,520万円

令和元年度・・・2億6,471万円

と高額なため、今後は、パークPFI(※)など、新たな手法の活用も検討していく考えです。

【視察の実施】

松阪市総合運動公園、鼓ヶ浦サン・スポーツランド、深谷公園の3カ所を視察しました。

このうち松阪市総合運動公園は、県内の公共施設としては初めて、スケートパークが設置されたことで注目を浴びました。松阪市によれば、平成16年に愛好家が、スケートパークの建設を求める請願書を市議会に

図：市内の都市公園等の種類

種類	種別	個所数	公園名など
住区基幹公園	街区公園	348	代表的な公園名 矢田部公園 新生公園 矢橋公園
	近隣公園	8	平田池公園 弁天山公園 江島公園 高岡山中央公園 桜島公園 玉垣中央公園 神戸公園 自由ヶ丘公園
	地区公園	5	江島総合スポーツ公園 箕田公園 鼓ヶ浦サン・スポーツランド 御座池公園 桜の森公園
都市基幹公園	総合公園	2	鈴鹿フラワーパーク 深谷公園
	運動公園	1	石垣池公園
緩衝緑地等	都市緑地	3	鈴鹿川河川緑地 海のみえる岸岡山緑地 鈴鹿中央線緑地

※パークPFI・・・

公園の整備に民間の資金やノウハウを活用する
公募設置管理制度

提出したことがきっかけで、設計に当たっては愛好家も一緒になって協議を重ね、途中、スケートボードが東京五輪の正式種目に採用されたこともあって、国際大会も可能なレイアウトに変更されたとのことです。

面積は4,890平方メートルと全国でも最大級の規模で、平成31年4月に供用が開始されると全国各地からスケーターが集まる施設となっています。本市からも、令和2年7月末時点で、延べ1,558人が利用しています。

【委員間協議では】

コロナ禍における利用者の急増など、公園を取り巻く市民ニーズも多様化しています。他市においては、パークコーディネーターという専門スタッフを活用することで、来園者数が数倍に増えたというような事例があり、また、公園で収益を上げるためには、民間のアイデアによって魅力のある公園を造ることが必要との意見もありました。

視察した松阪市総合運動公園は、苦情の原因だったスケートボードを集客の材料に変え、経済効果にもつながった好事例で、松阪市によれば、公園利用者が周辺の観光施設に寄ったり、観光の帰りに公園を利用するといった新たな人の流れが生まれているとのことです。



松阪市総合運動公園の利用者数

令和元年度	2万5,123人
令和2年度	3万人超(6月時点)
鈴鹿市からの利用者数	延べ1,558人
(平成31年4月～令和2年7月末)	



【調査を踏まえた上で、市行政に対し次の提言を行いました】

- ①公園の利用者を増加させるため、公園施設と周辺の観光資源等を融合させた利用方法を検討すること。また、他市で採用されているパークコーディネーターやパークPFIなどを含めたさまざまな手法を活用し、多用途に利用可能な公園となるよう努めること。
- ②市内公園の利用率が低い施設について、施設の有効活用を行うため、今回視察を行ったスケートパークなどのように、新たな機能を持った公園施設へ整備できないか検討すること。

そのほかの調査事項については、次の提言を行いました

観光産業発展への課題研究について

- ①伝統産業について、インターネット等を活用した新たな商品の販売方法やPR方法の工夫を検討するとともに、本市と観光施設従事者が協力して観光資源や伝統工芸士を後世に残していくよう努めること。

道路維持管理における速やかな情報収集と対応について

- ①SNS等のツールを活用した新たな通報窓口を作成し、より早く正確に道路の情報を収集する体制づくりを行うこと。また、郵便局、収集運搬業者等に協力を求め、幅広く情報を収集するとともに、通報のあった道路の損傷に対して、迅速に対応するよう努めること。

市営住宅の入居について

- ①住宅困窮者の住居を安定的に確保するため、市営住宅の在り方の見直しや通年募集の採用について検討すること。また、市営住宅に入居しやすくするために、保証人等の入居条件の緩和を検討すること。

調査報告書は議会ホームページに掲載しています。
ぜひご覧ください



第10回新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

【後編】

議会だより第215号（2月5日発行）では、12月3日に開催した第10回特別委員会から、「クラスター（集団感染）の発生」、「情報発信」、「PCR検査」、「教育機関への影響」についての委員質問を掲載しました。

後編では、「コロナ禍における本市経済」、「生活支援対策」、「健康福祉分野」などについての委員質問を掲載します。

当日の録画映像は、議会ホームページ「本会議等録画中継」から視聴できます。ぜひご覧ください。



午前

午後

委員質問(要旨)

各委員による質問をテーマ別に再構成して掲載しています。

5 コロナ禍における本市経済について

(1) 現状認識は—

(質問) 鈴鹿商工会議所による令和2年上期の景気動向調査では、8割近くの事業所が現状について「やや悪い」、「悪い」と回答している。本市経済の現状認識を問う。

(答弁) ものづくり産業支援センターによる市内企業への聴き取りでは、コロナ禍の状況の中では公共交通機関の利用を控えることからオートバイなどの需要が高まるなど、2輪関係の企業では、ゆるやかながら経営が回復基調にある企業がある。一方、4輪関係の企業の一部では、受注量が減少する中で、工場の稼働日を減らして従業員の仕事を確保するなど、今後の経営状況を不安視する企業もあるなど、事業形態による受注量の差が大きくなってきている。

ものづくり産業支援センターでは、本年度から新たに金融機関OBの専門アドバイザーを登録しており、資金繰りの相談や補助金活用の助言など、経営上のさまざまな課題にも対応できる体制を整えている。

(2) 今後の経済対策は—

(質問) 感染症の収束が見えない中、ウィズコロナ、アフターコロナを視座に入れた今後の経済対策を問う。

(答弁) 業者を対象とした現在の経済対策は、まず、国による持続化給付金、家賃支援給付金のほか、企業の雇用維持に大きな効果をもたらしている雇用調整助成金の特例措置が主なものとして挙げられる。

県の経済対策では、従来から、信用保証付き融資制度（セーフティネット保証制度）により事業者を支援しているほか、新たな経済対策と

して、業績回復に取り組む企業が、設備投資を行う際に必要な資金補助のため、新しい融資制度である「新型コロナ克服設備等投資支援資金」の創設が検討されている。

本市独自の経済対策としては、コロナ禍で仕事量が減少している市内の中小製造企業などが、自社の技術や材料を生かして、新たに感染症対策製品の開発を行う企業に対して、今年度、「モノづくり企業感染症対策応援事業費補助金」を創設している。10月末現在で、審査中のものも含めて8件の申請があり、そのうち4社4件を採択しており、採択企業では既にその製品の販売も行っている。今後は、製品の販路拡大の支援など、継続した支援を行う。

長引くコロナ禍においては、国・県・市が一体となって経済対策を継続していくことが重要である。今後も、製造業以外にも、農林水産業や観光分野など、幅広い経済対策に取り組んでいく。



6 生活支援対策について

(1) 住居確保給付金の現状と対応は—

(質問) 全国的に激増している住居確保給付金について、本市の現状と対応を問う。

(答弁) 本給付金について本市の状況は、本年度分は10月末現在で申請件数が125件（決定件数112件）、支給額は1,248万1,200円で、このうち外国籍の市民が54件と半数を占めている。給付の延長・再延長については、3カ月の給付延長が112件のうち50件、3カ月の給付再延長が14件である。

このほか、鈴鹿市社会福祉協議会が実施している生活福祉資金の貸付利用者が多く、本年9月までの貸付決定件数は1,923件である。



今後も、社会福祉協議会など関係機関との連携により、住居確保給付金をはじめとする自立相談支援事業の充実、生活保護の適正な実施といった支援施策に迅速に取り組み、相談者の生活再建を支援していく。

※住居確保給付金は、離職などにより、住居を失った方、または失うおそれがある方を対象に、原則3カ月、最大9カ月を限度に、生活保護の住宅扶助の基準額を限度として家賃相当額を本市から家主に直接支給するもの。併せて、生活の基盤を整えた上で、就職、就労定着に向けた支援を行う。

(2) 市民税、固定資産税の徴収猶予、国民健康保険料の減免の相談対応は—

(質問) 感染症の影響により、収入が減って生活困窮に陥り、税金や保険料などの支払いが困難になった方も多し。市税に関する徴収猶予および国民健康保険料の減免を受けるための条件や周知方法、また、申請件数や相談対応について問う。

(答弁) 市税については、令和2年4月30日から徴収猶予の特例制度が施行され、感染症の影響で収入が減少し、市税を一時に納付または納入が困難である場合は、申請により、納期限から1年間の徴収猶予を受けることができ、その間の延滞金が免除される。対応状況は、10月末現在で157件の申請があり、147件を許可している。徴収猶予許可累計額は、約5,741万円である。申請は5月から7月がピークであったが、

今後も増える可能性があるため、納税者からの相談に当たっては、国の特例制度に基づき、適切かつ柔軟に対応を続けていく。

国民健康保険料については、条例改正を行い、6月29日から減免を実施している。制度の概要は、感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯は、一部減額の対象となるなどの内容である。対応状況は、令和2年11月27日現在で229件の申請を受け付け、213件を承認している。制度の開始から令和2年11月27日までの減免累計額は5,800万6,000円で、全額に対し国からの財政支援がある。

なお、窓口などでは、本減免制度に該当しない方にも、他の減免制度を案内しているほか、分割納付などの納付相談を行っている。

7 健康福祉分野について

(1) 妊娠届や妊婦健診の状況はどうか—

(質問) 感染予防のため、これから子どもを産み育てようと計画していた家庭が妊娠に慎重になっているとの報道がある。全国的に5月や7月の妊娠届が、前年同月と比較すると1割ほど減少している。本市の現状を問う。

(答弁) 市が5月から7月にかけて受理した妊娠届の件数は328件で、前年同時期の366件と比べて10.4%減少している。国・県の状況と同様に、本市でも妊娠届の減少傾向が1割程度見られ、今後、出生数にも影響が出てくると考えられる。

(質問) 妊婦の方で小さい子どもがいる家庭では感染を警戒し、産婦人科に行くことをためらう場合もある。本市の妊婦健診率などの現状を問う。

(答弁) 妊婦健診の受診状況は、感染症の状況下でも、受診者数はほぼ例年どおりとなっている。今後も、医療機関などとの適切な連携を図りながら、妊婦の方が過度に感染を心配して妊婦健診の受診を控えることのないよう、あらゆる機会や媒体を活用し、積極的に啓発、受診勧奨を行っていく。



(2) 介護施設の利用を控えて機能が低下している方への対応は一

(質問) 厚生労働省の調査では、通所介護サービスの8割の事業所で、新型コロナによる利用控えがあった。本市における介護施設利用者の現状を問う。

(答弁) 外出を自粛する高齢者が多くなってきており、身体的機能などの低下を危惧している。デイサービスなどの通所系サービス利用を自主的に控えている方々には、ケアマネージャーなどが中心となって訪問系のサービスに組み替えるなど、身体的機能の維持を図れるように対応している。

(質問) 介護施設の利用や介護予防教室を控えることで、機能が低下している方に対し、どのように対応していくのか。

(答弁) 鈴鹿亀山地区広域連合のデータでは、2月以降は、デイサービスやショートステイの利用者数が減少したが、緊急事態宣言解除後は、

6月、7月と利用者数が徐々に回復している。

また、介護予防教室や高齢者サロンは、休止が続いているところも多いため、運動機能などが低下するおそれのある方に対して、高齢者フレイル予防対策事業を実施し、日常からの定期的な運動習慣を呼び掛けている。



動画「まいにちやろにい〜フレイル予防」から



8 地域行事の実施方法と注意点、公共施設の利用方法など

(質問) 地域行事の多くが延期や中止となっているが、行事・会合・交流などの実施方法、注意点を問う。

(答弁) 適切な感染防止対策を講じた上で、地域などの行事を開催することは可能であるが、全国からの参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、延期や中止などを検討いただくようお願いする。

(質問) 公共施設の利用方法などを問う。

(答弁) 市民が公共施設を利用するに当たり、利用人数や利用方法、注意点について、市ホームページや、施設内の掲示にて周知している。

今後も、国の通知や「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」、また、市内の感染状況の実情に応じて人数制限や利用方法などに変更が生じる場合には、市ホームページなどを通じて随時、周知していく。

市ホームページピックアップ
「市の施設の利用に当たってお知らせ」



9 持続可能な財政運営のために

(質問) 新型コロナ禍の影響は複数年続くことも予想されるが、将来世代への現役世代の責任として、持続可能な財政運営を行う必要があると考える。そのためにはどのような点に配慮することが必要か。

(答弁) 感染症の終息が見通せず、当面の間は社会経済への影響が続くと想定される。市税な

どの歳入も減収が見込まれるため、さらに厳しい財政状況の中で、行政経営を行っていく必要がある。そのため、事業の見直し、事業の優先順位付けによる予算化、公共施設マネジメントの推進のほか、地方行政サービス改革の推進についても積極的に取り組んでいく。



新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会	◎矢野 仁志	河尻 浩一	宮木 健	明石 孝利
	○山中 智博	石田 秀三	池上 茂樹	市川 哲夫

(◎=委員長 ○=副委員長 他は議席順)